

日光市建築関係建設コンサルタント業務共同企業体取扱試行要領

(目 的)

第1条 この要領は、日光市が発注する建築関係建設コンサルタント業務に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）について必要な事項を定めることにより、業務の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(活 用)

第2条 共同企業体の活用は、建築関係建設コンサルタントの信用、技術、実施能力等を勘案し、技術力の集結等により、効果的業務の確保ができると認められた場合とする。

(対象業務)

第3条 共同企業体の対象業務は、高度な技術力、経験を必要とする建築関係建設コンサルタント業務のうち、基本設計、詳細設計、工事監理とし、共同履行によることが適当と認めるものとする。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、原則として2ないし3社とする。

(構成員の資格)

第5条 共同企業体の全ての構成員は、市に入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていることを要し、かつ、その業務ごとに定める要件を満たしていなければならない。

(構成員の組合せ)

第6条 共同企業体の構成員の組合せは、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 市内に本店を有する者（以下「市内企業者」という。）のみで履行可能な業務の場合は、市内企業者同士の組合せとする。
- (2) 市内業者のみでは履行困難な場合は、市内企業者と市外に本店を有する者（以下「市外企業者」という。）の組合せとする。

2 前項第1号の場合において、市内企業者の数が不足するときは、市外企業者で代替することができる。

(結成方式等)

第7条 共同企業体の結成は、第5条の要件を満たす者による自主結成とする。

2 共同企業体を結成した構成員は、同一業務において他の共同企業体の構成員に

なることはできない。

(共同企業体の有効期間)

第8条 市が契約した共同企業体の有効期間は、契約履行後3ヶ月を経過した日までとする。なお、当該有効期間満了後においても当該業務につき、かし担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うこととする。

2 当該業務につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかった者の有効期間は、当該業務の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

(出資比率)

第9条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところとする。

(1) 2社の場合 30パーセント以上

(2) 3社の場合 20パーセント以上

(代表者の選定方法)

第10条 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、構成員中業務履行能力が最も大きいものとし、その出資比率は構成員中最大(同率比である場合を含む。)とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年12月 1日から実施する。